

JIS

加硫ゴム－加熱条件下で揮発する 硫黄化合物の定量法－第1部：硫黄

JIS K 6242-1 : 2026

令和8年3月23日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	阿 部 明 美	一般社団法人日本ゴム工業会
	上 野 博 子	一般財団法人化学物質評価研究機構
	上 野 祐 子	中央大学
	加 茂 徹	早稲田大学
	栢 英 則	日本プラスチック工業連盟
	坂ノ上 宗 広	石油連盟
	下 鍋 達 也	公益社団法人自動車技術会
	永 田 淳	一般社団法人日本分析機器工業会
	野 田 浩 二	(旧) 一般社団法人日本化学工業協会
	花 村 美 保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	林 英 男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	保 倉 明 子	東京電機大学
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.3.23

官 報 掲 載 日：令和 8.3.23

原案作成協力者：一般社団法人日本ゴム工業会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3408-7101)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 高津 章子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 原理	2
5 揮発性硫黄量の求め方	2
6 試験報告書	8
附属書 A (参考) 高速液体クロマトグラフィーの測定条件例	10
附属書 B (規定) 加熱用容器の気密性の確認方法	11
附属書 C (参考) A 法による試験結果の例	12
附属書 D (参考) Tenax [®] GR を用いた場合の B 法による試験結果の例	14
附属書 E (参考) MonoTrap [®] DCC18 を用いた場合の B 法による試験結果の例	16
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS K 6242 規格群（加硫ゴム－加熱条件下で揮発する硫黄化合物の定量法）は、次に示す部で構成する。

JIS K 6242-1 第1部：硫黄

JIS K 6242-2 第2部：硫黄化合物

加硫ゴム—加熱条件下で揮発する 硫黄化合物の定量法—第1部：硫黄

Rubber, vulcanized—Quantitative analysis methods for volatilized sulfur and sulfur compounds under heating conditions—Part 1: Sulfur

1 適用範囲

この規格は、加硫ゴムを加熱したときに揮発する硫黄量を、高速液体クロマトグラフ (HPLC) を用いて求める方法について規定する。なお、この規格で測定可能な硫黄は、化学式が S_8 で表されるものである。

この方法は、加硫ゴムの熱分解温度を超えて使用するものではない。

警告 この規格の利用者は、通常の実験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関連して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

注記 1 この方法で求める硫黄量は、一定の加熱条件下で加硫ゴムから揮発する硫黄量であり、加硫ゴムから揮発可能な全ての硫黄量を求めるものではない。

注記 2 加硫ゴムから揮発した硫黄を捕集する方法によって、求められる硫黄量は一致しないことがある。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則

JIS K 0214 分析化学用語（クロマトグラフィー部門）

JIS K 1107 窒素

JIS K 6200 ゴム—用語

JIS K 8088 硫黄（試薬）

JIS K 9705 テトラヒドロフラン（試薬）

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS K 0214** 及び **JIS K 6200** による。